

H24年9月19日

血

液

内

科

だ

よ

り

「特定疾患治療研究事業」を御存じですか？

★特定疾患とは・・・

厚生労働省が定める56の疾患にかかり、同省が定める認定基準を満たす場合は、患者の生計中心者の所得状況に応じ、医療費の公費負担を受けることができます。

血液内科では主に、「再生不良性貧血」「特発性血小板減少性紫斑病」等が対象となります。

階層区分		月額自己負担限度額		生計中心者が患者本人の場合
		(1医療機関毎※)		
		入院	外来	
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税課税年額が非課税の場合	4,500	2,250	対象者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000	5,500	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100	11,550	

★手続き方法は・・・

(対象者) 福岡県に住所を有し、医療保険(健康保険)に加入している方

(申請場所) お住まいの市町村を管轄する保健所

※ 申請には、担当主治医が記載した「臨床個人票」が必要です。

有効期間の開始日は、保健所へ申請書類を提出された日からとなりますので、医師より診断を受けられましたら、早めの申込みをお願い致します。

(お申込みは随時、外来受付にて承っております。)

